

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

『人として尊重され、地域の支えあいにより安心して暮らせるまちを目指します』

— 地域包括ケアシステム構築のために —

本計画の上位計画である「第2次八代市総合計画」では、まちづくりを進めていくにあたって、目標とする本市の姿として、市の将来像を「しあわせあふれるひと・もの交流拠点都市“やつしろ”」と定め、市民一人ひとりの人権が守られ、すべての人が社会に参加できる環境のもと、子どもから高齢者まで健康で安心して生活することができる“誰もがいきいきと暮らせるまち”を基本目標のひとつとしています。

「八代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（前計画）においては、「第2次八代市総合計画」との整合を図り、高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援することを目的に、地域の支えあいにより安心して暮らせるまちを目指した取組を推進するとして、その基本理念を「人として尊重され、地域の支えあいにより安心して暮らせるまちを目指します」としました。

本計画においては、これまでに推進してきた、本市が目指す「地域包括ケアシステム」の深化を図っていくことから、本計画においても前計画の基本理念を踏襲することとします。

2. 基本目標

基本理念を実現するために5つの基本目標を掲げます。

1 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすことは、健康を保持していくためにも重要です。

そのため、高齢者が地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動など、地域や社会に参加して人と関わりを持ちながら、いつまでも元気に活躍できる生涯現役社会を推進していきます。

また、介護を受けていない高齢者や、要介護度が軽度の高齢者等を対象に、介護予防や機能の維持・改善を重視する「自立支援」への取組を更に進めます。

2 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

今後の急速な高齢化に伴い、認知症の人は更に増加していくことが見込まれています。

国においても「認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）」において、認知症の人が尊厳と希望を持って、認知症があってもなくても同じ社会で生きる「共生」を目指して「認知症バリアフリー」に取り組み、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「介護予防」の取組を進めるとしています。

認知症になっても、尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、今後も「認知症に対する理解を深め、支援の輪を広げる取組」や「認知症の早期発見・早期対応」等の取組を特に進めます。

また、近年困難事例が増加している高齢者の虐待や権利擁護について、地域で支える仕組みをつくり、関係機関との連携強化により迅速かつ適切に対応していきます。

3 在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の両方を必要とする状態になった際に、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知への対応、感染症や災害時対応等、様々な局面で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となります。

このため、関係機関が連携し多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制に一層取り組みます。

4 住民・地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立し安心して安全な生活ができるよう、高齢者の実情に応じた多様な住まいの整備を図ります。

また、高齢者が安心して暮らしていける環境づくりとして、自動車を運転することができない高齢者等が、自ら運転しなくても医療機関受診や買い物等の日常生活を行うことができるよう、高齢者等の移動を支援する移動手段の確保や外出支援に取り組みます。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等が数多く設置されており、入居状況の把握、入居者の要介護度やサービス提供状況などを把握し、県と連携し質の確保に努めるとともに、施設サービス及び居住系サービスの整備等に際し、これらの設置状況なども勘案し取組を進めます。

5 多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上及び災害・感染症への対応

介護保険制度創設以来、要介護認定者数及び介護サービス利用者数は、着実に増加してきており、今後もその傾向は続くものと思われまます。

そのような中で、利用者が安心して質の高い介護サービスを安定して受けることができるよう、県と連携しながら福祉や介護人材の確保・定着への取組を進めます。

また、介護給付においては、適正な介護認定と介護認定を受けた人が必要とするサービスを過不足なく適切に提供することが重要となります。そのため、介護保険の公平性を確保し、制度の信頼性と制度の持続を可能とするため、ケアプランの点検や事業所の指導など介護給付の適正化事業に積極的に取り組みます。

近年の甚大化する災害の発生や、新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行を踏まえ、介護事業所等の平常時からの防災意識や危機管理能力の向上を図るとともに、災害や感染症の発生時に対応できるような体制整備を図ります。

3. 主要施策

5つの基本目標を達成するために15の主要施策を掲げ、第5章の各施策を展開します。

基本目標		主要施策
1	生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進	(1-1) 自立支援に向けた介護予防・生活支援サービスの充実及び住民主体による介護予防活動の促進
		(1-2) 地域ケア会議の充実
2	認知症になっても安心して暮らせる体制の構築	(2-1) 認知症サポーターの養成と活動の活性化
		(2-2) 認知症地域支援推進員の活動支援と認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
		(2-3) 成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進
		(2-4) 高齢者虐待防止の推進
3	在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実	(3-1) 医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくり
		(3-2) 地域包括支援センターの体制強化
4	住民・地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用	(4-1) 早期対応が必要な方への対応
		(4-2) 高齢者向け住まいの確保
		(4-3) 高齢者の移動手段の確保
5	多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上及び災害・感染症への対応	(5-1) 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進
		(5-2) 要介護認定の平準化に向けた取組の推進
		(5-3) 介護給付の適正化に向けた取組の推進（第5期八代市介護給付適正化計画）
		(5-4) 災害や感染症対策に係る体制整備

4. 日常生活圏域

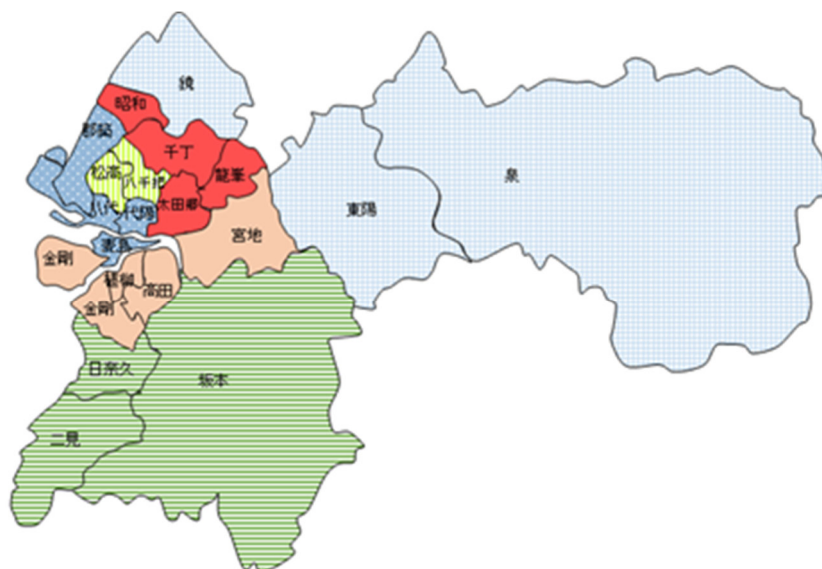
(1) 日常生活圏域とは（国の考え方）

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

(2) 八代市の日常生活圏域の設定

第5期計画の策定時に日常生活圏域の見直しを行い、地域包括支援センターの担当区域と同一化し、市民に分かりやすい区域設定としました。

第8期計画においては、引き続き地域包括支援センターの担当区域を考慮し、第7期と同一の6圏域としますが、第9期に向けては、人口偏在等の検証を行い、圏域の見直しに取り組みます。



(令和2年3月末現在)

圏域	校区名	人口	高齢者人口	高齢化率
圏域1	鏡・東陽・泉	18,167人	6,883人	37.9%
圏域2	太田郷・昭和・龍峯・千丁	25,249人	7,980人	31.6%
圏域3	松高・八千把	27,149人	7,599人	28.0%
圏域4	代陽・八代・麦島・郡築	25,681人	8,165人	31.8%
圏域5	植柳・高田・金剛・宮地	22,144人	7,839人	35.4%
圏域6	日奈久・二見・坂本	7,576人	4,178人	55.1%